

北本市協働推進条例 条文解説

北本市

目次

第 1 条 (目的)	1
第 2 条 (定義)	3
第 3 条 (基本原則)	6
第 4 条 (市長等の責務)	7
第 5 条 (市民等の責務)	8
第 6 条 (協働事業の提案)	9
第 7 条 (登録)	10
第 8 条 (協働事業の採択)	11
第 9 条 (協定の締結)	12
第 10 条 (協働事業の実施予定及び実績の公表)	13
第 11 条 (条例の見直し)	14
第 12 条 (委任)	15
附 則	16

(目的)

第1条 この条例は、市民等及び市長等の協働によるまちづくりの推進に関し必要な事項を定めることにより、住民自治の確立及び市民主役のまちづくりを実現することを目的とする。

【趣旨】

第1条では、当条例の制定趣旨を明らかにしています。当条例は、北本市自治基本条例の委任を受け、制定するものです。

【解説】

北本市自治基本条例（平成21年条例第22号）は、当市のまちづくりにおける最高規範として位置付けられ、まちづくりの基本原則を「情報共有」「市民のまちづくりへの参加・参画」「市民と市との協働」とし、まちづくりの主体となる「市民」「議会」「行政」の三者がそれぞれ適正に役割を分担して、『誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちをみんなの力で築く』ことを宣言しています。

当条例は、この北本市自治基本条例に規定された理念によるまちづくりを実現するため、まちづくりの基本原則のひとつである「市民及び市の協働によるまちづくりの推進」のために必要な事項を定めています（図1 北本市自治基本条例に規定する「参画」「協働」「市民公益活動支援」参照）。

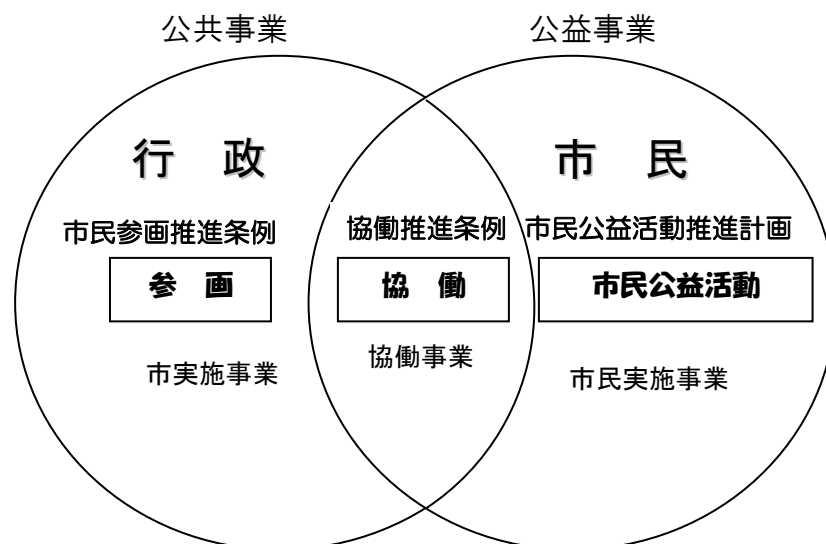


図1 北本市自治基本条例に規定する「参画」「協働」「市民公益活動」

参考 北本市市民参画推進条例（平成24年条例第24号）第1条との違い

北本市自治基本条例第18条第3項には「市民の参画並びに市民及び市の協働によるまちづくりの推進に関し必要な事項については、別に条例で定める。」と規定されています。そのため北本市市民参画推進条例（平成24年条例第24号）第1条では「この条例は、北本市自治基本条例第18条第3項の規定に基づき、市民の参画に関し必要な事項を定めるものとする。」と規定し、北本市自治基本条例に条例制定の根拠を求めています。

北本市協働推進条例も、北本市自治基本条例第18条第3項の規定を受け、市民と市長等（行政）との協働によるまちづくりに関して必要な事項を定めるものです。

しかし、北本市自治基本条例では【「市」】を【「市長等」＋「議会」】と定義しており、【「市長等」＋「議会」】と【「市民」】との協働のまちづくりを進める必要がありますが、当条例中には「市民と議会との協働」に関する事項を含まず、【「市長等」】と【「市民」】との協働のまちづくりに関する事項のみを定めています。そのため当条例は、北本市自治基本条例に根拠を求めずに条例制定の目的を定めています（図2 北本市自治基本条例に規定する「市民」「市」「議会」「市長等」参照）。

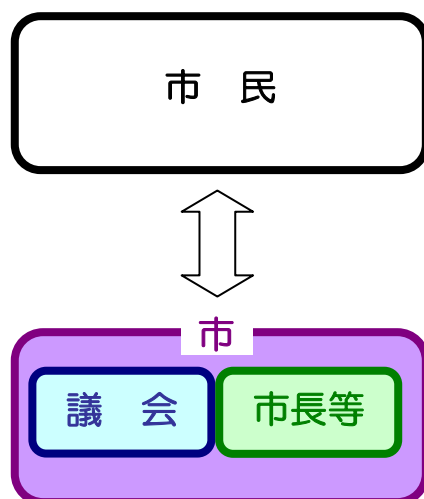


図2 北本市自治基本条例に規定する「市民」「市」「議会」「市長等」

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市長等 市長その他の執行機関をいう。
- (2) 市民 次に掲げる者をいう。
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内に事務所又は事業所を有する者
 - ウ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 市内の学校に在学する者
- (3) コミュニティ活動団体 コミュニティ活動(一定の地域に居住する者が、当該地域の共通の利益のために、地縁を基礎として自主的かつ自発的に行う活動をいう。)を行う団体をいう。
- (4) 市民公益活動団体 市民公益活動(不特定かつ多数のものの利益その他社会全般の利益の増進に寄与することを目的とし、自主的かつ自発的に行う活動で、次に掲げる活動を除くものをいう。)を行う団体又は個人をいう。
 - ア 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする経済活動
 - イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
 - ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする活動
 - エ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
 - オ 暴力、脅迫その他法令に違反する行為により他人の法益又は公共の利益を害するおそれのある活動
- (5) 市民等 市民、コミュニティ活動団体及び市民公益活動団体をいう。
- (6) 協働事業 市民等及び市長等が、対等の立場で共通の目標に向けて協力して実施する事業をいう。

【趣旨】

第2条では、条例全体で使用する重要な用語を定義しています。

【解説】

当条例は、「北本市市民参画推進条例」と異なり、北本市自治基本条例とは関連付けずに別に目的を掲げて制定するものであるため、北本市自治基本条例と同義の用語及び当条例中に使用する用語のうち解説が必要なものを第2条に定義しました。

[第1号関係]

「市長その他の執行機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、公平委員会、農業委員会を指します。

[第2号関係]

「市民」は、市内在住者、在勤者、在学者及び市内に事務所を置く事業者を指します。以上、第1号及び第2号の規定は、北本市自治基本条例における定義と同義です。

[第3号関係]

「コミュニティ活動団体」は、自治会その他のコミュニティの活動を行う団体を指します。

具体的には、当市に現在実存する団体として、市内の111の「自治会」と市内8圏域に設置されている「地域コミュニティ委員会」がこれに該当します。

[第4号関係]

「市民公益活動団体」は、市民の公益的活動を行う団体を指します。具体的には、特定非営利活動促進法（平成10年法第7号）第2条第2項の規定による特定非営利活動法人（NPO法人）及びボランティア団体等がこれに該当します。

[第5号関係]

「市民等」は、第2号に規定する「市民」に「コミュニティ活動団体」と「市民公益活動団体」を加えたものを指し、「市長等」の協働の相手となりうる主体の集合となります（**図2 「市民等」と「市長等」** 参照）。

[第6号関係]

第6号には、この条例の核となる「協働事業」を定義しています。「協働事業」は、『「市民等（市民、コミュニティ活動団体、市民公益活動団体）」と「市長等」が対等の立場で共通の目標に向かって協力して実施する事業』であって、「市長等」の事業として事業者や市民団体が「市長等」に代わり実施する「指定管理業務」や、「委託事業」は「協働事業」には含まないこととしています。



※北本市自治基本条例で規定する「市民」には、「市内で活動を行うもの」は含まれていない

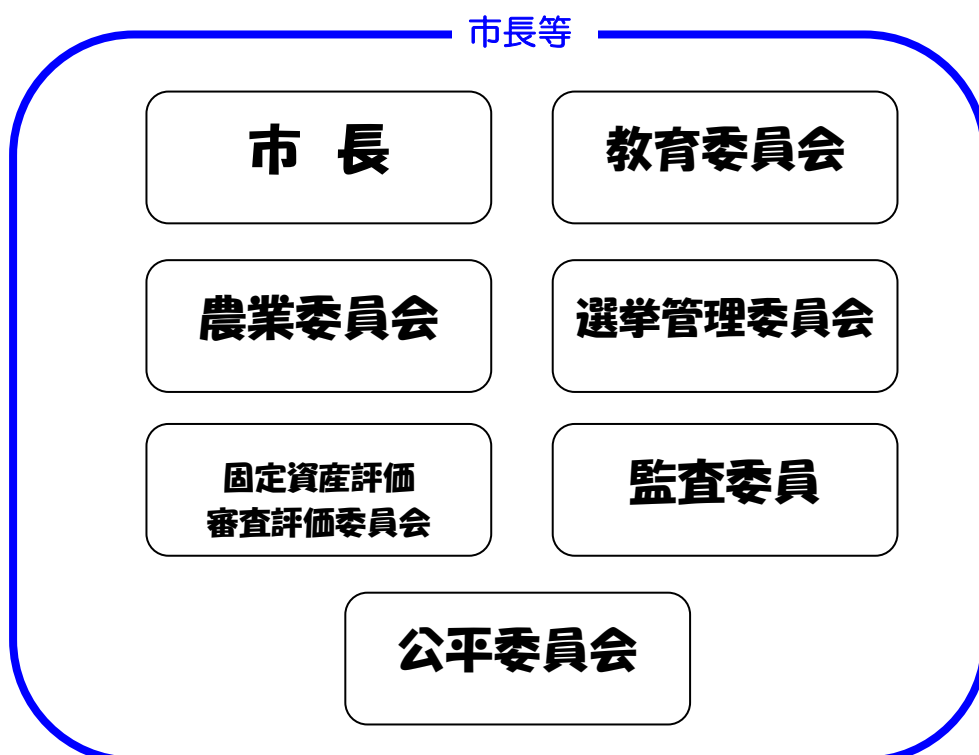


図2 「市民等」と「市長等」

参考

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）

第2条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であって、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

一 次のいずれにも該当する団体であって、営利を目的としないものであること。

イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。

ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。

二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

北本市自治基本条例（平成21年条例第22号）

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に住み、市内で働き、若しくは市内で学ぶ人又は市内に事業所を置く次号に規定する事業者をいう。

(2) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。

(3) 市 議会及び市長等をいう。

(4) 市長等 市長その他の執行機関をいう。

(5) 参画 市長等が行う政策の企画立案、実施及び評価の各過程に参加することをいう。

(6) 協働 対等の立場で共通の目標に向けて協力することをいう。

(基本原則)

第3条 協働は、市民等及び市長等が、互いの特性を理解して行うものとする。

2 協働は、市民等及び市長等が、単独では成し得ない効果をあげることを目指して行うものとする。

3 協働は、市民等及び市長等の相互が、役割を分担し、及び応分の責任を明確にして行うものとする。

4 協働は、市民等及び市長等が、公正性及び透明性を確保して行うものとする。

【趣旨】

第3条では、「市民等」と「市長等」が協働事業を行う際の基本原則を定めています。協働事業を行う際に「市民等」、「市長等」がそれぞれ守らなければならない事項となります。

【解説】

[第1項関係]

第1項は「相互理解の原則」として、相手の特性を理解して取り組むべきことを掲げています。特に行政は、コミュニティ活動団体、市民公益活動団体共に自主的、主体的に活動している団体であることを認識しておく必要があります。

[第2項関係]

第2項は「相乗効果の原則」を規定しています。「協働」は、単に一緒に取り組むことを目的に行うのではなく、異なる主体が同じ目標に向けて一緒に取り組むことによって、単独では成し得ない効果や、コスト削減効果が期待できるなどのメリットがある場合に行うものとします。

[第3項関係]

第3項は「応分の責任」を規定しています。協働する場合には、各々が主体的に取り組むべき役割や一体で行うべき内容を明らかにするとともに、責任の所在を明らかにして取り組む必要があります。

[第4項関係]

第4項には「公正性及び透明性の確保」を規定しています。広く「協働」を進めるためには、公平性を担保するとともに、その活動内容や取組みの経過が常に公開され、透明性を確保する必要があります。

(市長等の責務)

第4条 市長等は、市民等が協働によるまちづくりに積極的に参加することができるよう必要な措置を講じなければならない。

2 市長等は、協働に関し、職員の意識の高揚を図るよう努めなければならない。

【趣旨】

第4条では、「市長等」が市民との協働によるまちづくりを進める際の責務を規定しています。

【解説】

[第1項関係]

「市長等」が責務を負う「必要な措置」とは、協働事業提案のための相談窓口の整備、庁内の連携体制の確立、現在実施している委託事業を今後協働事業として新たに取り組むことができないか見直していくこと、協働事業実施のための予算措置等があげられます。

[第2項関係]

従来の「全ての公共は行政が主体的に担うもの」という考え方から、「市民と行政とが適正に役割を分担し、協働してまちづくりを進める」という考え方に転換するためには、まず、行政職員が従来の業務の進め方を根本的に見直す意識改革が重要です。

そのため、「職員の意識の高揚」を市長等の役割のひとつとして規定しています。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、自らが公共の担い手となり得ることを自覚し、協働によるまちづくりに積極的に参加するよう努めなければならない。

【趣旨】

第5条では、「市民等」が「市長等」との協働によるまちづくりを進める際の責務を規定しています。

【解説】

北本市自治基本条例には、その前文に「誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちをみんなの力で築く」と規定されているように、これからの当市の公共は、行政のみならず多様な主体である「市民等」が適正な役割分担のもとに担っていく必要があります。

第2条に定義されているとおり、「市民等」は、「個人としての市民」、「コミュニティ活動団体」、「市民公益活動団体」、「事業者」を総称しています。

「コミュニティ活動団体」には、地縁を基礎に長年に渡り築きあげてきた信頼関係及び個々の地域の特性を活かし、地域課題の解決に向け、協働事業に積極的に取り組むことが期待されるとともに、「市民公益活動団体」にはその専門性、先駆性等を活かし、それぞれの団体が持つ活動目的の達成に向け、積極的に協働事業に取り組むことが期待されます。

また、「事業者」も当市のまちづくりに欠かせない存在であり、積極的に協働によるまちづくりに参加することが求められます。

(協働事業の提案)

第6条 市長等は、市民等に協働事業を提案することができる。

2 市民等は、市長等に協働事業を提案することができる。

3 前項の規定により提案する協働事業は、基本構想及びこれを実現するための計画に即し、かつ、協働事業の目的及び効果並びに当該協働事業を実施するための方策等が明確にされたものでなければならない。

【趣旨】

第6条では、「市長等」、「市民等」の双方から提案できる協働事業提案制度の創設を規定しています。

協働事業提案制度は、より多くの市民に主体的にまちづくりを考えてもらうための取組みのひとつとして新たに設ける制度で、当条例の核となるものです。

協働事業提案制度は、「市民等」あるいは「市長等」が単独で解決することが難しい地域課題を両者が協力して解決するためにも有効な制度です。

【解説】

[第1項関係]

第1項の規定は、「市長等」があらかじめ地域課題を提示し、「市民等」がその解決策を協働事業として「市長等」に提案するケースを想定しています。

[第2項関係]

第2項の規定は、「市民等」が、任意に地域課題を示し、「市長等」との協働によりその課題解決の方法を協働事業として「市長等」に提案するケースです。

[第3項関係]

「市民等」が提案できる協働事業は、「市長等」が実施する事業であるため、市の基本構想及びこれを実現するための計画に即したものに限りという制約を受けます。また、提案される内容は、目的、効果及び事業を実施するための方策が明確にされた、実現性のあるものでなければなりません。「市民等」と「市長等」が役割と責任を分担し、共に取り組むものであるため、単なるアイデアの提案等は協働事業の提案として取り扱うことはできません。

提案募集の時期、提案の方法、事業採択の方法等、協働事業提案制度の具体的な運用方法については、別に募集要項に定めます。

(登録)

第7条 前条第2項の規定により協働事業を提案しようとする市民等は、あらかじめ、市長に申請し、その登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を精査し、登録の可否を決定するとともに、当該申請をした市民等に通知しなければならない。

【趣旨】

協働事業は「市長等」と「市民等」が協力して実施する公費を使った公共事業であるため、協働事業を行おうとする「市民等」は、事前に市長に登録の申請をし、自らの概要を広く公にする必要があります。

登録手続に関する内容については、条例の施行規則において、申請、登録、取消及び変更手続の方法とそれに必要な各様式等を定めます。

【解説】

[第1項関係]

第3条の基本原則を遵守するために、市長等には協働の相手となりうる「市民等」の概要や特性等を把握しておく必要があります。そのため、登録制度を設けます。

[第2条関係]

市長は、「市民等」から登録の申請があったときには、協働の相手方としてふさわしいか否かを審査し、登録者を決定し、登録者には、その内容を通知するものとします。

(協働事業の採択)

第8条 市長等は、第6条第2項の規定により協働事業が提案されたときは、当該協働事業について、市民等と協議し、必要に応じ北本市市民参画・協働推進審議会に諮問するとともに、中長期的な財政の見通し等に照らし、当該協働事業の採択の可否を決定しなければならない。

2 市長等は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、当該決定に係る協働事業に携わる市民等に通知するとともに、次に掲げる事項（提出された提案を公表し、又は公にすることにより個人又は法人その他の団体の権利又は利益を害するおそれがあるものを除く。）を公表しなければならない。

- (1) 提出された提案の内容（整理又は要約をしたものを含む。）
- (2) 提出された提案の採択の可否及びその決定をした理由

【趣旨】

第8条では、「市民等」が提案した協働事業を「市長等」が採択する際に考慮する事項を示しています。

第3条の「協働」の基本原則に基づいて、行政が事業を採択する段階でも「公正性及び透明性の確保」が必要です。そのため、「市民等」と「市長等」との協議を公開で行うとともに、必要に応じて諮問する審議会の会議も公開するなどし、公正性及び透明性を担保することとします。

【解説】

[第1項関係]

協働事業採択の可否は、提案した「市民等」と協議しながら、必要に応じて、市長の附属機関「北本市市民参画・協働推進審議会」に諮問し、中長期的な財政の見通しや、「市長等」の行政組織内の職員体制、他に予定する事業との関連等を考慮し、「市長等」が総合的に判断し、決定します。

なお、事業実施の最終的な可否決定については、議会の議決が必要になります。

[第2項関係]

第2項では、「市長等」に対し、協働事業の採択の可否を決定した際には、速やかに関係者に通知するとともに、提案の内容、採択の可否及びその決定理由を広く市民に公開する義務があります。

(協定の締結)

第9条 市民等及び市長等は、協働事業の実施に際しては、相互の役割、協働事業を実施する期間その他協働事業の実施に際し必要な事項について協定を締結しなければならない。

【趣旨】

「市民等」と「市長等」という異なる主体が協働して事業を実施するにあたっては、両者の役割分担や、事業を共に取り組む期限を事前に協議・調整し、両者が合意した内容を協定書のかたちで明示して、そのもとに事業を進めていくことが重要です。

また、事業の進捗状況を常に確認し、事業実施段階で問題が生じた際には、速やかに両者で協議し、解決にあたる必要があります。

【解説】

第9条の規定は、協働事業を実施する際には、相互の役割分担、協働する期間等を定めた協定書を締結して取り組むことを絶対条件とし、事業に対する互いの認識のずれなどが生じないようにするための規定です。

これは、どのような事業であっても一定の時間が経過した時点で、事業評価を行い、反省や改善を行うべきという考え方に基づいたものです。

協定書に記載することが想定される項目として、事業目的、事業の内容、役割分担、協定の有効期間（協働事業の期間）、費用の分担、協定の解除、リスク分担、情報管理、成果の帰属、署名等があげられます。

(協働事業の実施予定及び実績の公表)

第10条 市長は、当該年度の協働事業の実施予定及び前年度の協働事業の実績を公表しなければならない。

2 市長は、前項の規定により協働事業の実施予定及び実績を公表したときは、北本市市民参画・協働推進審議会に報告しなければならない。

【趣旨】

協働事業は「市長等」と「市民等」が協力して共に取り組む事業、つまり公費の支出（人件費を含む。）を伴うもので「市長等」が単独で実施する事業と同様に、協働事業の年間実施予定を公表するとともに、事業実施後には「事業提案者」と「市長等」とが共同で事業の評価を行い、その結果を公表する必要があります。

【解説】

[第1項関係]

前年度に翌年度実施しようとする協働事業の内容を検討し、採択した事業については予算措置を行い、新年度に入ったらその年度に予定している協働事業を一覧化をして公表し、協働事業を実施するという流れを年度ごとに行います。

[第2項関係]

第2項の規定は、市長に対し、第1項に規定する公表を行ったときは、北本市市民参画・協働推進審議会に報告する義務を課すものです。

(条例の見直し)

第11条 市長は、この条例を社会、経済等の情勢の変化等に対応させるため、継続的に、検証し、及び見直さなければならない。

【趣旨】

北本市自治基本条例と同様に、当条例にも条例の見直し規定を設けています。

協働事業は新しい制度で、法律等で定められているものではないため、常に現状を見直し、行政のみならず、市民と一緒に当市にふさわしい制度を作り上げていく必要があります。

【解説】

「継続的に、検証し、及び見直す」とは、「協働」に関し、常に新たな「協働」のしくみについての研究を進めていくという意味が込められています。

検証及び見直しに関しては、北本市市民参画・協働推進審議会が大きな役割を担うこととなります。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

委任規定を設け、条例施行規則や協働事業提案制度に関する要綱等の作成を可能にさせるための規定です。

【解説】

協働事業提案制度については、年度ごとに「協働事業提案制度募集要項」を作成し、制度を運用していくことを想定しています。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

【解説】

条例公布の日から施行の日までの6ヶ月間を条例の周知期間とします。